



第5部

実現化方策

第1章 実現化にむけた基本方針

第2章 実現化方策

第1章 実現化にむけた基本方針

1. 都市計画マスタープランの運用

1-1. 都市計画マスタープランの運用

(1) 総合的な都市づくりの運用指針

本計画の策定においては、「中間市第5次総合計画」をはじめとした上位計画や関連する各種分野の個別計画を踏まえて、都市づくりの方針を定めています。個別計画は、各施設整備を推進するにあたっての現状や問題を詳細に検討し、必要な整備区域、手法及び優先順位等を明確にした、より具体的な計画です。

本計画は、これら個別計画を網羅し、都市計画の観点から本市の将来像を明確にしたものであることから、本計画で設定した方針を踏まえ、個別計画との整合を図りながら計画の策定や都市づくりを実施していくものとします。

また、都市計画法に基づく都市計画を定めるにあたっては、都市計画マスタープランとの整合を図ることが重要であることから、地域の現状や計画の熟度、また個別計画との整合を踏まえ、都市計画の決定・変更を進めます。

(2) 地域づくりの運用指針

都市づくりにおいては、身近な地域で住民主体の取り組みが必要となります。そのため、その実現にむけては、より地域に根ざしたもので、住民の思いを反映した計画が重要となります。

そこで、本計画は、身近な地域における住環境の改善や活動の場づくり及び地域ネットワークの創出など、地域の人々が都市づくりに主体的に取り組むきっかけを提供し、本市全体のまちづくりの方向性について、統一した意識のもと、各地域が連携し合いながら計画の実現を図る上での指針として活用します。

1-2. 都市計画マスタープランの周知と情報の共有化

本計画の実現を図るには、各地域が連携し合いながら市・地域の都市づくりの方向性を統一することが重要となります。そのためには、都市づくりの主役となる市民・事業者や行政が十分に本計画を理解し、都市づくりに関する情報を共有することが重要です。

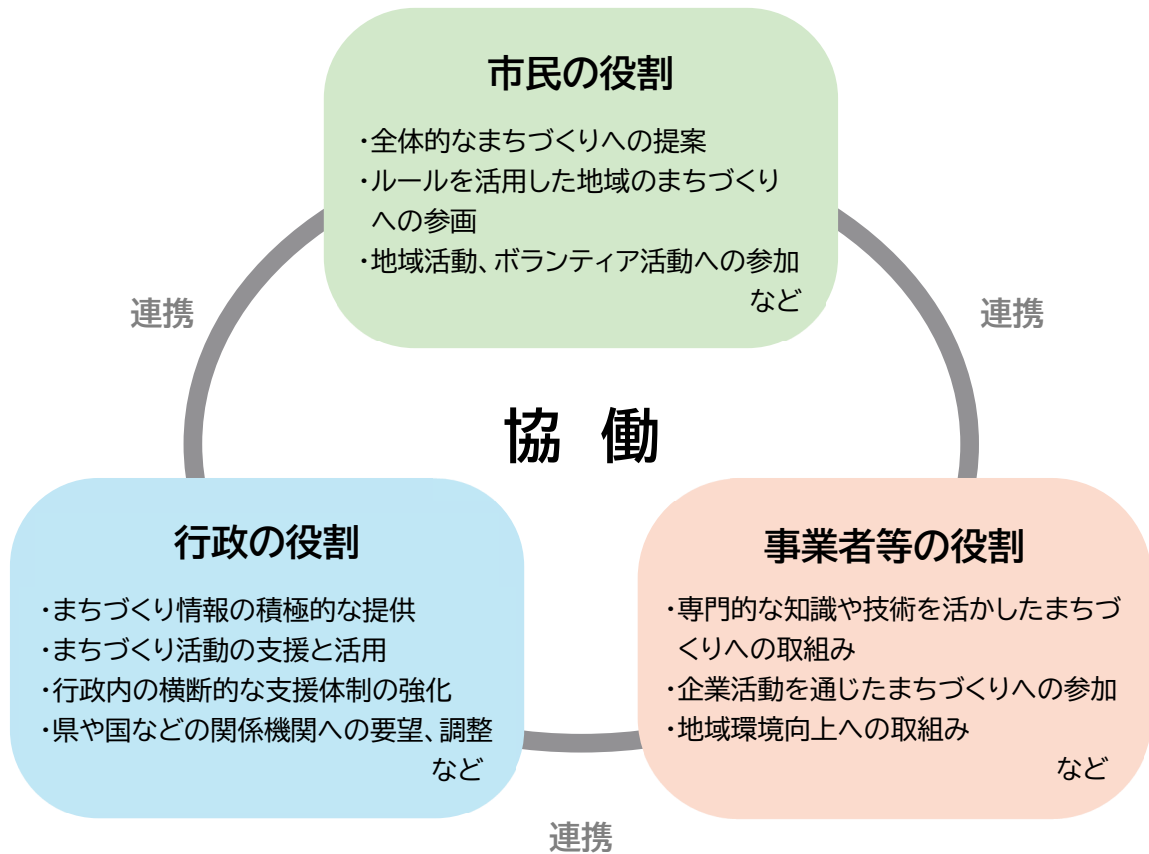
このため、本市は都市計画マスタープランの積極的な周知に努めるとともに、市民や事業者等との対話を行い、お互いの理解を深め都市づくりの実現にむけた取り組みを行います。具体的には、広報やホームページ、説明会などの開催による情報の公開・意見収集を行います。

2. 協働のまちづくり

都市は、公共や民間の区別なく、様々な要素が一体となって形成されており、道路や公園等の公共施設の整備だけでなく、市民・事業者の都市活動がまちの姿に大きく関わっています。そのため、まちづくりにおいては、市民・事業者の活動自体が重要な役割を担っています。

これらのことから、各施策の実施においては、計画段階からアンケート調査やパブリックコメント等の実施による市民の意見を反映する機会を充実させるとともに、説明会やホームページなどで情報発信に努めます。また、維持・管理段階における市民等の積極的な参加を支援します。

【協働のまちづくりのイメージ】

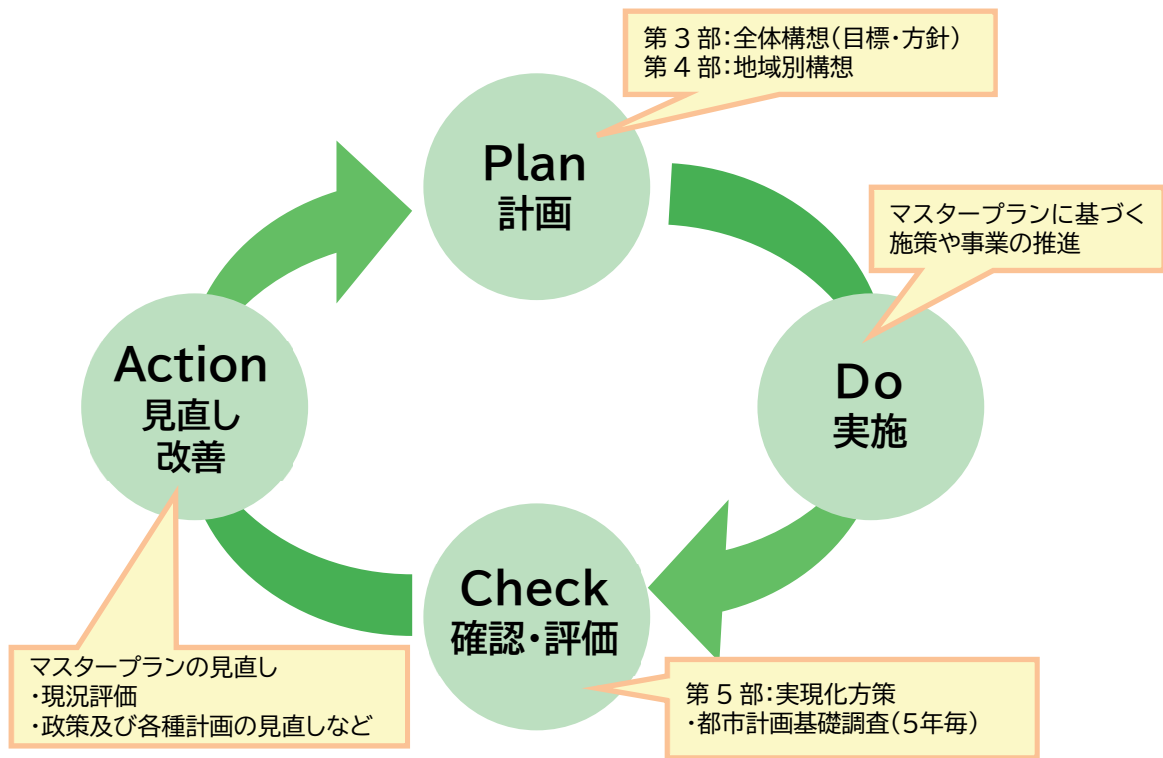


3. 都市計画マスタープランの進行管理

都市づくりに位置付けた各種事業内容やその実施については、今後の展開や課題の変化に対応するため見直すことが考えられます。特に、本計画の計画期間は、おおむね15年であり、その間の社会経済の変化に柔軟に対応しながら着実な実現を図る必要があります。

そこで、おおむね5年ごとに実施される都市計画基礎調査を用いて、土地利用の状況等の定量的な評価及び本計画の進捗状況について把握することで、必要に応じて見直しを行うなど、計画の管理・評価を進めます。

【都市計画マスタープラン進行管理のイメージ】



第2章 実現化方策

1. 整備の推進体制

本計画に位置付ける都市づくりの実現にむけて、それぞれの計画や施策の段階において関係機関や市民との連携を行いながら計画を進めます。

(1) 国・県・近隣市町及び関係機関との連携強化

国、県等が進める関連する計画との連携を図り、総合的な都市づくりを進めます。

分野別方針などに位置付ける施策の推進においては、都市計画分野だけでなく、環境、農政、商工観光など、様々な分野における関係機関との協力と協議・調整を図りながら、まちづくりを進めます。

北九州都市圏域における連携中枢都市圏構想など、広域的な連携が必要となる施策については、本市の役割を踏まえ周辺市町との連携を図ります。

(2) 市民主体のまちづくり支援

まちづくりについての理解を広めるために、情報提供や意見交換の場を設けるなどの機会を充実させ、市民のまちづくりに対する機運を醸成します。

市民や市民団体などが自主的に行っているまちづくり活動を支援し、更に活力あるものとなるよう努めます。

また、まちづくりの機運が高まった地域には、地区計画制度の導入など、住民が定めた一定のルールに基づく主体的なまちづくりを支援します。

(3) 庁内推進体制の構築

本計画に沿った都市づくりを展開していくため、庁内においても本計画を周知し、推進体制の構築を進めます。更に、地域レベルの計画や個別基本計画等による事業展開においては、本計画との整合を図ります。

2. 整備プログラム

実現化にむけた基本方針を踏まえつつ、全体構想や地域別構想で掲げた都市づくりの実現にむけて、主な事業を整備プログラムと位置付け、計画期間における取組みと実現を目指していきます。整備プログラムについては、その取組期間として、おおむね5～10年の間に具体的な施策や計画検討に着手するものを「短中期」、現時点で具体的な実施予定はないものの長期的に検討を進めていくものを「長期」として整理しています。

ただし、整備プログラムに掲げる施策の内容については、市民や事業者との協働、計画の進行管理を踏まえながら、適宜精査を行い、必要に応じて見直しを行います。

(1) 土地利用・市街地整備

都市づくりの方針概要	整備プログラム	取組期間
拠点の創出	○JR中間駅から筑豊電鉄通谷駅間の中心拠点のにぎわい創出にむけた検討	短中期
	○JR中間駅周辺、JR筑前垣生駅周辺、筑豊電鉄筑豊中間駅周辺、筑豊電鉄東中間駅周辺の地区拠点における身近な生活利便性の確保と駅へのアクセス強化	長期
	○市役所周辺の公益拠点における市民への公共サービスの提供や災害対策の強化	長期
	○遠賀川河川敷周辺や垣生公園周辺など自然交流にぎわい拠点の整備	長期
	○五楽工業団地及び虫生津工業団地の生産拠点における企業誘致や生産機能の強化	長期
地区特性等に応じた計画的な土地利用	○良好な住環境を形成する地区における地区計画等による環境の維持・形成	長期
	○密集市街地の整備改善の検討	長期
	○岩瀬北部工業地における計画的な市街地整備の検討	長期
	○空家の適正管理・有効活用	短中期
土地利用の規制・誘導	○(仮称)五楽北部工業団地の整備・検討	長期
	○(仮称)五楽北部工業団地の市街化区域編入・用途地域指定の検討	長期
	○蓮花寺ボタ山周辺の市街化区域編入・用途地域指定の検討	長期
	○垣生地区の市街化区域編入・用途地域指定の検討	長期
	○(都)御館通谷線の一部沿道における用途地域の変更検討	短中期
	○市営岩瀬南第1団地周辺における用途地域の変更検討	短中期
	○岩瀬北部工業地における用途地域の変更検討	長期
	○公共施設の統廃合及び再編、学校の再編に伴う適切な土地利用の規制・誘導	短中期
○(都)仮家大膳橋線沿道における用途地域の変更検討	長期	

(2) 道路・交通

都市づくりの方針概要	整備プログラム	取組期間
道路の体系的整備の推進	○都市計画道路の整備・見直し検討	長期
	○道路の適切な維持管理・長寿命化対策	短中期
	○(都)犬王古月線の4車線化の検討	長期
	○(都)御館通谷線の整備検討	長期
	○遠賀～中間～鞍手を結ぶ(仮称)中間遠賀線、(仮称)中間鞍手線の検討	長期
	○(都)塘ノ内砂山線の整備(跨線橋整備)	短中期
	○(都)中間水巻線の整備	短中期
	○狭あい道路の改善検討	長期
公共交通や交通環境の整備・充実	○鉄道駅へのアクセス路線の充実にむけたバス路線の検討・協議	短中期
	○バス路線の維持、利用の促進にむけた施策・支援の充実	短中期
	○筑豊電鉄通谷駅周辺の道路改良の検討	長期
	○駅前広場や道路ネットワークにおけるユニバーサルデザイン	長期
	○自転車走行空間の充実	長期

(3) 水とみどり

都市づくりの方針概要	整備プログラム	取組期間
水とみどりを守り増やし活用する	○垣生公園周辺を一体とした自然交流にぎわい拠点整備	長期
	○遠賀川沿いにおけるかわまちづくりの推進	短中期
	○散策・周遊ルート及び主要な道路沿道における街路樹や植栽の維持管理	短中期
	○農振法、景観法等の活用による農地・緑地の保全	長期
	○公園・緑地の整備及び適切な維持管理	長期
	○児童遊園の有効活用及び改善	長期

(4) 上下水道

都市づくりの方針概要	整備プログラム	取組期間
上下水道の整備	○公共下水道事業の実施	長期
	○上水道施設の適切な維持管理・長寿命化	長期
	○下水道施設の適切な維持管理・長寿命化	長期
	○浄配水施設の整備	長期

(5) 景観形成

都市づくりの方針概要	整備プログラム	取組期間
自然・歴史・都市景観の創出と景観形成	○遠賀川や遠賀川西部の自然景観の保全	長期
	○遠賀川水源地ポンプ室などにおける各種法制度の活用や景観整備地区の指定検討	長期
	○各種法制度等の活用や空家の適正管理等による良好な都市景観の創出	長期
	○観光案内板の整備やフットパスルートを利用した健康増進の促進	長期

(6) 安全・安心なまちづくり

都市づくりの方針概要	整備プログラム	取組期間
安全・安心なまちづくりの推進	○公共施設の耐震化	短中期
	○なかまコミュニティ無線など情報基盤の整備・改善	短中期
	○防災訓練及び啓発活動の実施	短中期
	○自主防災組織活動支援	短中期
	○街路灯のLED化・カーブミラー等交通安全施設の整備・改善	短中期